

## 三条市外国人介護人材受入環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内介護事業者の人材確保を支援するため、外国人介護人材の就業環境及び生活環境の整備を行う法人に対し、予算の範囲内において三条市外国人介護人材受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業所等 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた、本市に所在する事業所又は施設をいう。（同法第71条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があったとみなされたものを除く。）

(2) 外国人介護人材 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる介護の在留資格を有する者

イ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる特定技能の在留資格を有する者で、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）第1号の分野に係る技能を有するもの

ウ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる技能実習の在留資格を有する者で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省、厚生労働省令第3号）別表第2第7号の表に掲げる介護の職種に従事するもの

エ 出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動（平成2年法務省告示第131号）第17号、第21号、第22号、第28号又は第29号に掲げる活動を行う者

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 介護サービス事業所等を運営する法人であること。

(2) 介護サービス事業所等において外国人介護人材を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること又は第7条の交付申請の日から1年以内に介護サービス事業所等において新たに外国人介護人材を雇用する具体的な計画があること。

(3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う、介護サービス事業所等において外国人介護人材が円滑に就労し、及び定着するための事業であって、次に掲げるものとする。

- (1) 日本語学習支援事業 外国人介護人材のための日本語学習の講習及びテキストの購入並びに翻訳機等の備品の購入、日本語能力試験の受験その他外国人介護人材の日本語習得のために取り組む事業であって市長が適当と認めるもの
- (2) 生活環境整備事業 外国人介護人材の通勤費用支援、日常生活における移動費用支援、送迎車の運行その他外国人介護人材の移動支援のために取り組む事業であって市長が適当と認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要であると市長が認める経費であって、市長が指定する期間に支払が完了するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により助成を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、1事業所につき1年度当たり30万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一敷地内に同一の法人が運営する介護サービス事業所等が複数あるときは、これらをまとめて1事業所とみなす。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市外国人介護人材受入環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の定款又は登記事項証明書
- (2) 外国人介護人材の雇用を証する書類（現に外国人介護人材を雇用している場合に限る。）
- (3) 技能実習計画又は介護分野における特定技能外国人（第2条第2号イに該当する者をいう。）の受入れに関する誓約書（現に外国人介護人材を雇用している場合に限る。）
- (4) 外国人介護人材雇用計画書（様式第2号）又は外国人介護人材を雇用する具体的な計画を確認できる書類（現に外国人介護人材を雇用していない場合に限る。）

(5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを適当と認めたときは、三条市外国人介護人材受入環境整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。  
(申請内容の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市外国人介護人材受入環境整備補助金変更等申請書（様式第4号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の減額をする場合
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助対象事業の内容を変更する場合  
(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市外国人介護人材受入環境整備補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市外国人介護人材受入環境整備補助金確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。  
(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。